

## 1 事業名

所沢市国民健康保険税条例の一部改正（専決処分）

## 2 事業の概要

令和 6 年 3 月 30 日、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例を改正し、同年 4 月 1 日から施行させる必要が生じたため、専決処分により所沢市国民健康保険税条例の一部改正を行ったものである。

### 【改正の主な概要】

低所得者に対する国民健康保険税の軽減判定所得の基準見直しによる軽減対象世帯の拡大

## 3 他自治体の類似する政策等

地方税法施行令の一部改正を受け、他の自治体においても同様の条例改正を専決処分により対応している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地方税法施行令

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・所沢市国民健康保険税条例の一部改正（専決処分）の概要

## 議案第55号 所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）

（国民健康保険税の減額）

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を

（国民健康保険税の減額）

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を

除く。)

ア～エ 略

2・3 略

除く。)

ア～エ 略

2・3 略

## 所沢市国民健康保険税条例の一部改正（専決処分）の概要

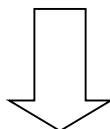
地方税法施行令の一部改正に伴い、所沢市国民健康保険税条例では、国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直し、低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯を拡大する措置を講ずる。

### <改正の内容>

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を29万5,000円（現行29万円）、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を54万5,000円（現行53万5,000円）に引き上げる。

#### ◆現行の軽減判定所得

- ・7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）
- ・5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）  
＋29万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）  
＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）
- ・2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）  
＋53万5,000円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）  
＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）



#### ◆改正後の軽減判定所得

- ・7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）  
・・・変更なし
- ・5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）  
＋29万5,000円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）  
＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）
- ・2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）  
＋54万5,000円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）  
＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する者をいう。